

香川県公安委員会の権限に属する事務の専決等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年10月26日

香川県公安委員会委員長 川 東 祥 次

香川県公安委員会規則第12号

香川県公安委員会の権限に属する事務の専決等に関する規則の一部を改正する規則

香川県公安委員会の権限に属する事務の専決等に関する規則（平成12年香川県公安委員会規則第34号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後					改正前				
別表（第2条関係）					別表（第2条関係）				
法令等	条項号	内容	公安 委員 会	警察 本部 長	法令等	条項号	内容	公安 委員 会	警察 本部 長
1～86 略					1～86 略				
87 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和42年香川県条例第34号）	略				87 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和42年香川県条例第34号）	略			
(1) 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則（昭和42年香川県規則第65号）	第3条	略			(1) 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則（昭和42年香川県規則第65号）	第3条	略		
	第4条第2項	<u>公務上の災害又は通勤による災害のいずれにも該当しない旨の通知</u>		○					
	第8条～第26条 略		第8条～第26条 略						
88～101 略					88～101 略				
備考 略					備考 略				

附 則

この規則は、公布の日から施行する。